

警報等発表時の措置について

1 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の何れかに暴風警報または暴風雪警報（以下、暴風（雪）警報という。）が発表された場合の授業の取扱いは、次の基準による。

- （１）午前 7 時現在で暴風（雪）警報が解除されているときは、平常授業を行う。
- （２）**午前 9 時までに**暴風（雪）警報が解除されたときは、3 限以降の授業を行う。
（10 時 30 分から S H R）
- （３）**午前 11 時までに**暴風（雪）警報が解除されたときは、5 限以降の授業を行う。
（13 時から S H R）
- （４）午前 11 時現在で暴風（雪）警報が発表中のときは、臨時休業とする。

2 特別警報が発表された場合

京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の何れかに特別警報（種類は問わない）が発表された場合の授業の取扱いは、次の基準による。ただし、特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合も特別警報と同様に扱う。

- （１）午前 7 時現在で**特別警報**が解除されているときは、平常授業を行う。
- （２）**午前 9 時までに特別警報**が解除されたときは、3 限以降の授業を行う。
（10 時 30 分から S H R）
- （３）**午前 11 時までに特別警報**が解除されたときは、5 限以降の授業を行う。
（13 時から S H R）
- （４）午前 11 時現在で**特別警報**が発表中のときは、臨時休業とする。

3 学校所在地（伏見区「横大路学区」）に避難指示が発令された場合

京都市伏見区「横大路学区」に避難指示が発令された場合の授業の取扱いは、次の基準による。

- （１）午前 7 時現在で**避難指示**が解除されているときは、平常授業を行う。
- （２）**午前 9 時までに避難指示**が解除されたときは、3 限以降の授業を行う。
（10 時 30 分から S H R）
- （３）**午前 11 時までに避難指示**が解除されたときは、5 限以降の授業を行う。
（13 時から S H R）
- （４）午前 11 時現在で**避難指示**が発令中のときは、臨時休業とする。

4 居住地域に避難指示等が発令された場合

市や町から「避難指示」等が発令された場合は、避難指示等の種類に応じた適切な避難行動をとること。

5 その他

登校中、登校後（行事においては現地集合後）に警報等が発表された場合や自然災害や重大事故等の発生時には、その時点での生徒の安全確保を優先し、「学校で待機」、「即時下校」など状況に応じた指示を行う。